交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する (1~2週間程度)

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関から本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム(jGrants)に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム(jGrants)に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

https://jsh.go.jp/r4/



事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)に関する相談窓口

『事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新事業)』

TEL: 050-3310-6142

※電話受付時間 [10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]

事業承継・事業再編・事業統合等を契機として

経営革新等に取り組む中小企業者等の皆様へ

令和4年度当初予算 事業承継・ 引継ぎ補助金

経営革新事業

のご案内

要領公開

2022年7月7日~

Webサイト

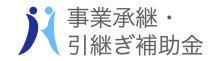
https://jsh.go.jp/r4/

交付申請 受付期間 2022年7月25日~ 2022年8月15日 17:00 (予定)

事業承継・引継ぎ補助金とは?

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業 統合を含む事業承継を契機として経営革新等 を行う中小企業・小規模事業者に対して、その 取組に要する経費の一部を補助するとともに、事 業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに 要する経費の一部を補助する事業を行うことによ り、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、 我が国経済の活性化を図ることを目的とする補 助金です。





事業承継・引継ぎ補助金事務局

事業承継・引継ぎ補助金

制度上のポイント

jGrants (補助金の電子申請システム) を 利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants (Jグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。gBizIDの取得には一定の時間がかかりますので、早めのご対応をお願いします。

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と補助率、補助上限額が異なります

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」が補助率 2/3、補助上限額600万円(経営革新事業・専門家活用事業)であったのに対し、本補助金は補助率1/2、補助上限額 500万円(経営革新事業)/400万円(専門家活用事業)と補助率や補助上限額が異なります。また、本補助金の公募回数は1回(1次公募のみ(予定))となります。

経営革新事業、専門家活用事業、廃業・ 再チャレンジ事業の3事業を設定しています

令和4年度当初予算事業承継・引継ぎ補助金では、上記3事業を設定しています。廃業・再チャレンジ事業については、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ 補助金」との重複申請はできません

本補助金は、令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と同じ類型の事業(経営革新事業/専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)で本補助金に申請をすることはできません。万が一重複申請が確認された場合には、双方の補助金において交付申請の取り消しや交付決定の取り消しを行うので、ご留意ください。

Y

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と補助対象者、補助対象事業の 要件が異なります

経営革新事業では、上記「制度上のポイント」に加えて、補助対象者や補助対象事業の要件についても、本補助金は令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と異なります。 右ページに簡単な比較表を掲載しておりますので、必ずご確認下さい。 要件の詳細については必ず当補助金の公募要領上でご確認ください。

補助金交付までの流れ



令和4年度当初予算 申請スケジュール



* 上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

各支援類型の要件

創業支援型(|型)

*事業承継対象期間:2017年4月1日~2022年12月16日

条件01

創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること

条件02

創業にあたって、廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての 経営資源を引き継ぐ者であること

経営者交代型(Ⅱ型)

*事業承継対象期間:2017年4月1日~2022年12月16日

条件01

事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること

条件02

産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること

条件03

地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を 活用して経営革新等に取り組む者であること

M & A 型 (Ⅲ型)

*事業承継対象期間:2017年4月1日~2022年12月16日

条件01

事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること

* 親族内承継は対象外

条件02

産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること

条件03

地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り 組む者であること

令和3年度補正予算事業との主な相違点

要件	令和3年度補正予算	令和4年度当初予算	
補助対象者	公募要領で定める中法企業基本法上の中小企業・小規模事業者等のうち、以下の①~④のいずれかに該当する者①小規模企業者② 直近決算期の利益が赤字の者③ 新型コロナウイルス感染症拡大以前と比べて売上高が減少している者④ 再生計画の策定・成立者	公募要領で定める 中法企業基本法上の 中小企業・小規模事業者等	
補助対象 事業	経営革新等に係る取組かつ、デジタル化/ グリーン化/事業再構築に資する事業	経営革新等に係る取組	

補助対象経費・補助率・補助上限額

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
創業支援型	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、 産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケ ティング調査費、広報費、会場借料費、外注 費、委託費、廃業費(廃業支援費、在庫廃 棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、 移転・移設費用)等	補助対象 経費の 1/2以内	F.0.0——
経営者交代型			500万円 以内*1*2
M&A型			以內 * *

- *1:生産性向上要件を満たさない場合は補助上限を300万円以内とします
- *2:廃業費の補助上限額は150万円となります。ただし、廃業費に関しては、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とし
- ます(一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含みます)

※交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請(補助対象経費で200万円未満)は受け付けません

※詳細は公募要領をご確認ください。